

●使用料金表

平成 22 年 4 月 1 日現在
(円 / 月額)

区 分	基本料金	人員割料金	適用範囲
一般家庭用	1, 500 円	500 円	一般世帯
一般営業用	1, 500 円	300 円	家庭用と業務用に区分し難い世帯
業務用	1, 500 円	300 円	事務所・事業所等
公共施設	1, 500 円	50 円	学校・幼稚園等

- 1 一般家庭の使用人員は、住民基本台帳に記載されている世帯員数によるものとし、5 月 1 日を基準日とする。
- 2 事業所等（一般家庭・公共施設以外のもの）の使用人員は、基準日において申告及び流入算定基準に基づき算定する。

【1 ヶ月当りの計算例】

○一般家庭：3 人家族の場合

基本料金	人員割料金	消費税	1 ヶ月当り料金			
1, 500 円	+	(500 円×3 人)	+	150 円	=	3, 150 円

●使用料の支払方法

お支払方法は、口座振替と納入通知書による納入方法があります。

口座振替は安全性が高く、また、お忙しい方、留守がちな方、商売されているご家庭では、たいへん便利ですので口座振替のご利用をおすすめいたします。

料金のお支払は茨城町役場のほか、最寄りの金融機関でお取扱できます。

●ご利用できる金融機関（町指定金融機関）

- ・常陽銀行（本・支店）
- ・茨城県信用組合（本・支店）
- ・水戸信用金庫（本・支店）
- ・水戸農業協同組合（本・支店）
- ・三菱東京UFJ銀行（本・支店）※納付書による納入のみご利用になれます。
- ・ゆうちょ銀行各支店 ※現金による納付もできるようになりました。
- ・筑波銀行（本・支店）
- ・中央労働金庫（本・支店）
- ・茨城町役場（会計課） ※納付書による納入のみご利用になれます。